




「県民の声ミニアンケート」の結果

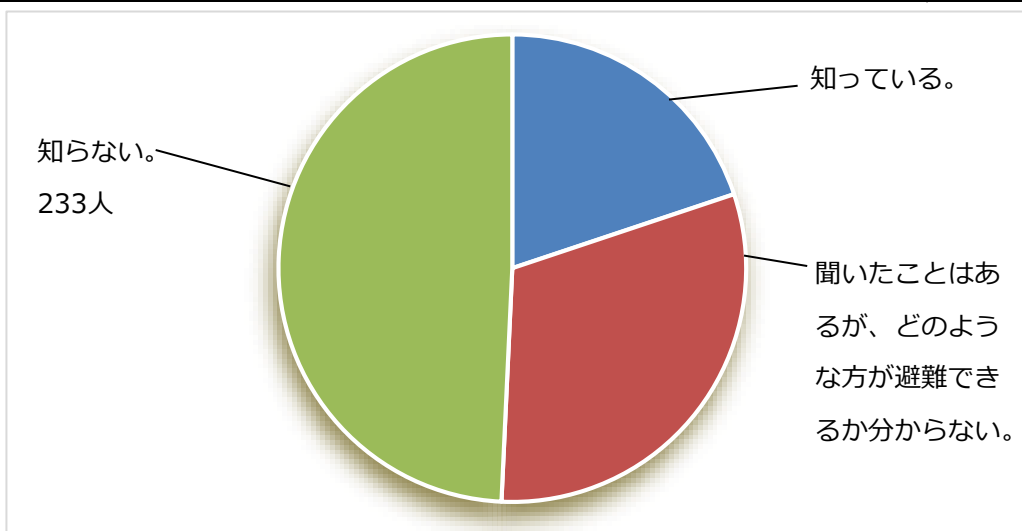
(令和4年6月実施)

Q あなたは、災害時に一般の避難所では生活が困難な方が避難する「福祉避難所」を知っていますか？

あてはまるものを1つ選んでください。

A 回答結果 (有効回答数473人)

回 答 項 目	回答数(人)
①  知っている。	94
②  聞いたことはあるが、どのような方が避難できるか分からない。	146
③  知らない。	233



「福祉避難所」とは

○福祉避難所とは？

「福祉避難所」とは、災害時、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者 (※)が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した避難所のことです。

(※ 要配慮者：避難所生活において特別な配慮を要する高齢者、障がい児・者、妊産婦、乳幼児、医療的ケア児・者、病弱者及びその家族等)

○どんな施設があるのか？

福祉避難所は、要配慮者が利用しやすいように、バリアフリー化している施設や支援する方を確保しやすい施設などを主眼に、災害対策基本法の基準を踏まえ、市町村が指定又は協定により確保します。

本県においては、相双地方2町を除く57市町村441施設が福祉避難所の指定になっています。(令和4年3月現在)

実際に指定されている施設は、デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどの高齢者施設が最も多く、全体の約59%、次いで障がい者施設が全体の16%を占めています。

○お願い

災害時に要配慮者が福祉避難所を利用できるよう、対象でない方は一般の避難所に避難していただくようお願いいたします。

問い合わせ先：福島県保健福祉部保健福祉総務課 (024-521-7217)